

SDDSプラスの概要

1 設定経緯・目的

「SDDSプラス」(Special Data Dissemination Standard Plus)とは、IMF(国際通貨基金)が定める経済・金融データをタイムリーに公表するための基準であり、従前のデータ公表基準である「SDDS」を強化する形で2012年に設定されたものである。

1994年末のメキシコ型金融危機のような金融危機を防止する対策の一環として、IMFは1996年、SDDSを設定した。しかし、2008年前後の世界金融危機の際、SDDSに十分な情報が含まれていないことが分かったため、IMFは2012年、不足しているデータ(データ・ギャップ)に対処することを目的として、より広範かつタイムリーにデータを公表することを義務づける、より厳格な基準であるSDDSプラスを設定した。

2 公表基準の内容

SDDSプラスでは、公表すべきデータとして、従前のSDDSで定められた18カテゴリーに加え、更に部門別バランスシート等9カテゴリーを定め(うち1つがSDDS規定のカテゴリーを代替するもの。)、合計26カテゴリーの公表が求められている。

また、SDDSプラスでは、従前のSDDSと比較して、データ公表期間が5年分に拡大されたほか、個々のデータにその属性情報が埋め込まれたSDMX(Statistical Data and Metadata eXchange)形式でのデータ公表が新たに求められている。

3 我が国の対応状況

我が国は、2000年6月にSDDSに加入し、IMFが定める基準に沿ったデータ公表を行ってきた。

IMFが2012年にSDDSプラスを設定したことを受け、我が国としても、関係各府省等の間で加入に向けて調整を行い、その調整が整ったため、2016年4月、世界で10番目(アジアでは初)の参加国として加入することとなった^(注)。

参加国は、対象となるデータを公表する「国別データ概要ページ」(NSDP: National Summary Data Page)を自国のウェブサイト上に開設することとされており、我が国では、総務省政策統括官室が、コーディネーターとして、財務省をはじめとして、内閣府、金融庁、経済産業省、日本銀行等との連携の下、e-Stat上にNSDPを開設している。

(注) 加入には、SDDSプラスで追加された9カテゴリーのうち少なくとも5カテゴリーの公表が求められ、残りについては加入後5年以内に公表を開始すればよいとされている。我が国も、2016年4月、5カテゴリーの公表をもって加入し、2018年に、新たに3カテゴリーを公表した。その後、2021年4月に、関係府省等連携の下、残る1カテゴリー(四半期の一般政府収支)の公表を開始し、全カテゴリーの公表対応を完了した。これにより、SDDSプラス完全遵守を達成した。